

新型コロナウイルス感染症に対応した
桐生市立学校再開に向けたガイドライン（改訂版）

桐生市教育委員会

児童生徒の感染防止に努め、心身の健康を維持しながら、教育活動を進めましょう！



キノピー

学校と家庭、市民みんなで協力して子どもたちを見守りましょう！！

令和2年5月29日現在

■はじめに

学校の再開に当たっては、まずは、子どもたちが毎日元気に学校に登校できる状態を継続させることを最優先に、「3つの密を避ける」「マスクの着用及び手洗いなどの手指衛生などの基本的な感染対策を継続する」などの「新しい生活様式」を導入し、感染及びその拡大のリスクを可能な限り低減しつつ、その上で、子どもたちにとって必要な教育活動をどうすれば実施できるか考えていく必要があります。

桐生市における新型コロナウイルス感染症の感染状況については、5月27日現在、感染者2名で、ともに感染経路が特定できるものであり、県内及び近隣の状況を鑑みても、「新しい生活様式を踏まえた学校の行動基準（国）」においては、レベル1に該当すると判断されます。また、群馬県の「社会経済活動再開に向けたガイドライン」における警戒度については、30日には警戒度2に引き下げることが発表され、その後、順調にいけば、6月13日あたりに警戒度1となる見込みです。

本ガイドラインは、こうした桐生市の現状を共有した上で、また、長期の休業明けという児童生徒の状況や今後の気象状況等も考慮し、桐生市立学校の再開後の学校生活における感染防止等の留意事項などについて、文部科学省の「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」やQ&A、群馬県の「社会経済活動再開に向けたガイドライン」「学校再開ガイドライン」等を踏まえて、各学校で意識して対応すべき内容について示したものです。

なお、その内容については、群馬県の警戒度が 1 に引き下げられたのち、通常登校が開始してからおよそ 1 週間程度の間までを目安に、各学校で配慮すべき内容といたしました。それ以降の対応については、状況を見極めながら段階的に対応を見直していきます。

各学校では、本ガイドラインを参考に、各学校の実情に応じて感染防止対策等についてできることを工夫しながら、6月1日の学校再開後の教育活動を進めていきます。

■基本方針

■学校再開の段階

6月1日から段階的に学校を再開する。

およその段階は次のとおりとする。

6月 1日～12日 慣らし期間① 分散登校(給食なし)

15日～19日 慣らし期間② 一斉登校午前授業(簡易給食)

22日～ 通常登校(通常給食)

- 慣らし期間においては、学校生活への適応期間とするとともに、「新しい生活様式」について児童生徒への指導や家庭への周知を行い、「新しい生活様式」を意識した生活ができるようにするとともに、実際に行った感染防止対策について課題がある場合は随時見直していく期間とする。
- 地域の感染状況の変化や県の段階等の変更があった場合、学校での対応状況等を確認した上で、市対策本部に諮り、その後の対応を協議する。
- 各学校では、本ガイドラインで示した対応を基本とし、学校規模等の実情に応じた対策について、学校医、学校歯科医、学校薬剤師等に相談し助言を受けるなど、連携して対応する。

■学校の対応

登下校時

- 登校時に児童生徒が玄関等に一斉に集まることのないように、登校時間の幅を持たせるなど、登校の仕方を工夫する。
- 教室に入る前に、石けんでの手洗い又は手指消毒を実施する。
- 登校後、家庭の検温の状況についての確認、非接触型体温計による検温等の実施により、発熱の状況を含め、児童生徒一人一人の健康観察をする。なお、検温等により密の状態にならないよう留意して実施する。
 - ※発熱の目安は、37度以上又は平熱+0.5度とする。（平熱が低い場合や高い場合は学校に連絡・相談する）
- 「健康観察カード」忘れ等で体調の確認ができない場合は、別室等で検温及び健康観察を行う。
- 登校直後を含め、学校内で発熱がある児童生徒や平熱でも体調のすぐれない児童生徒には、家庭に連絡し、出席停止扱いで症状がなくなるまで自宅で休養させる。その際、他の者との接触を可能な限り避けられるよう配慮する。**
- 始業前にマスクの所持・着用について確認する。
 - ※所持していない場合は、学校備蓄のマスクで対応する。
 - ※マスクの色やデザイン等は指定しない。
- 下校時には、玄関等に児童生徒が集中しないように、学年・学級で下校時刻をずらすなどの工夫をする。
- スクールバスの利用については、次の点を留意する。

- 通常授業が始まる前までは、可能な限り送迎をしていただく。
- 利用者の席を極力離す、定期的に窓を開け換気を行う、運行前後に車内清掃やドアノブ等の消毒を行うなどの対策を行う。

学校生活で

- 別紙「『きりゅう』新生活スタイル」などを活用し、ソーシャルディスタンスやマスクの着用、手洗いの徹底など、「新しい生活様式」について十分指導する。
- 手洗いの6つのタイミング（「外から教室に入るとき」「給食の前後」「共有のものを触ったとき」など）について、必ず石けんで手洗いを実施するよう指導する。
- トイレや手洗い場の密を避けるために、学級ごとに利用する時間をずらす、空くの待つ場所に目印を付けるなどの工夫をする。
- マスクは、体育での運動場面など、教師が指示する場合を除いて、原則、常時着用するとともに、せきエチケットの徹底について指導する。
- 熱中症予防の観点からも、飲み物を持参させ、こまめな水分補給を促す。
- 手すりやドアノブ、スイッチ等、児童生徒が多く使用する場所は、1日に1回は消毒をする。

授業中には

- 普通教室では、常時換気とし、最低でも1時間に1回以上の2方向換気を行う。（エアコン使用時についても同様に行う）
- 教室での座席の間隔については、机に荷物等を下げないようにし、互い違いに配置するなどの工夫をし、1mを目安に最大限の間隔をとるようにする。
- 同じ教室で続けて長時間過ごすことをできるだけ避けるように、時間割の工夫をする。
- 授業中、教師は必ずマスクを着用する。また、必要に応じて飛沫防止策を講じる。
- 感染症対策をしてもなお感染のリスクが高いと考えられる次のような学習活動は、指導内容を入れ替えるなどの対応をとり、感染リスクがさらに低減した後（群馬県の警戒度が1となってから2週間程度の期間を経ても感染状況が落ち着いているなど）に実施することを原則とする。なお、実施にあたっては、日常的な感染予防対策を行うとともに、原則として個人の教材教具を使用し、児童生徒同士の貸し借りはしない、器具や用具を共用で使用する場合には、使用前後の適切な消毒や手洗いを行うなどの対策を十分行う。
 - ・児童生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループワークなど、近距離で一斉に大きな声で話す活動
 - ・理科における「児童生徒同士が近距離で活動する実験や観察」
 - ・音楽における「室内で児童生徒が近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏」

- 図画工作、美術における「児童生徒が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動」
- 家庭、技術・家庭における「児童生徒同士が近距離で活動する調理などの実習」
- 体育、保健体育における「児童生徒が密集する運動」や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」

□体育の授業における配慮

- 当面の間、熱中症に注意しながら、可能な限り屋外で実施する。体育館など屋内で実施する必要がある場合には、換気を十分行った上、特に呼気が激しくなるような運動は避ける。
- 体育の授業においては、運動中はマスクの着用は要しないが、児童生徒の間隔を十分確保するなどに感染防止対策を行う。

□水泳の授業について

- 今年度の水泳の授業については、6月中は実施しない。なお、7月以降については、5月22日付スポーツ庁「今年度における水泳授業の取扱いについて」に基づき、安全及び感染防止を踏まえた対策を十分講じることを前提に、実施の可否、実施する場合は指導期間などについて、医師会等に相談の上、判断する。

給食時には

□学校給食を実施するにあたっては「学校給食衛生管理基準」に基づいた調理作業や配食等を徹底する。

□給食の配膳を行う児童生徒及び教職員については、下痢、発熱、

腹痛、嘔吐等の症状の有無、衛生的な服装をしているか、手指は確実に洗浄（または消毒）したか等、給食当番が可能であることを毎日点検する。配膳時は必ずマスクを着用する。

□石けんによる手洗いを給食の前後に実施する。

□配膳前には配膳台の消毒を行うとともに、児童生徒はナプキン等を敷いて食べるようにする。

□トングやお玉などの使用に際して、食品に直接触れる箇所は絶対に触らないよう十分指導する。万が一、触れてしまった場合には食品に触れる前に必ず洗浄する。

□前を向いたままで食べるようにし、会話をひかえるよう促す。

保健室における対応

□3密の状態が発生しないよう留意する。

□複数の児童生徒が利用する場合は、それぞれが接することのないよう、お互いの距離を1～2m空けたり、カーテンやついたての利用などの工夫をする。

□保健室から教室へ戻る前には、必ず石けんによる手洗いをを行う。

□警戒度2の段階では、保健委員などをはじめ、他の児童生徒の保健室への付き添いはしないようにする。

□体調不良の児童生徒を帰宅させる際、保護者の迎えを待つ間は、他の者との接触を可能な限り避けられるよう工夫する。

その他

- 当面の間、感染が心配で登校を控え、家庭学習をする児童生徒は欠席扱いとしない。欠席児童生徒には、必要に応じて課題を用意したり、個別指導を行ったりするなどの配慮をする。
- 外来者には、玄関で手指消毒の実施を求めるとともに、検温を行う。

学校行事等は

- 当面の間は、児童生徒が一斉に集まるような場面や集会等の実施については、児童生徒間を空ける、内容や場所を変更して実施するなど、感染防止の対応をとった上で実施する。
- 1学期実施予定の修学旅行や高原学校、宿泊学習などの泊を伴う行事、バスを利用する校外学習などについては2学期以降に延期とする。延期後の実施の可否や再延長、内容の変更、実施する場合の配慮事項等については、今後の状況を踏まえて検討する。
- その他の学校行事については、実施時期（準備期間を含む）の状況に応じた十分な感染予防対策がとれる場合は実施（縮小実施も含む）、難しい場合は延期又は中止とすることを原則に判断する。
- 授業参観や保護者会を実施する場合は、感染防止対策を講じた上で、分散などの工夫をして実施する。
- 家庭訪問については、原則実施しない。必要がある場合は、夏季休業中の実施や個別の対応とする。

- 身体測定や各種検診は、学校医、学校歯科医と相談し、実施の時期や実施方法を確認した上で実施する。特に、検診場所に一度に多くの児童生徒を入れない、検診器具の消毒を徹底するなどの対応をする。

清掃活動

- 清掃については、換気のよい状況で、マスクを着用した上で行うようにする。また、ほうきなど共用の道具を使用することが多いため、清掃を始める前、終わった後に必ず石けんによる手洗いをを行う。
- ゴミの処理については、児童生徒が直接、他の児童生徒が捨てたゴミに触れないように配慮する。

部活動等について

- 部活動の再開については、通常授業再開予定の6月22日を目安とする。ただし、県の警戒度が1になった場合は、感染症対策をとった上で、15日からミーティング等を行うことを可とする。
- 活動を再開するに当たっては、校長の責任において、以下の点に十分配慮して実施する。
- 練習試合等は当面の間、中止とする。再開の時期は今後の各学校の活動再開状況や生徒の状態等を踏まえ、慎重に判断する。また、土日の練習について、6月27日（土）から実施できるか、今後判断する。

- 生徒の健康・安全確保のため、指導者がついて指導するなど、活動状況を必ず確認する。
- 活動時間については、部活動方針に定める時間の範囲内で、短くするなど感染防止に配慮する。
- 活動開始前に検温するなど健康観察を必ず行い、体調の悪い生徒は参加させない。**
- 臨時休業期間において、運動不足となっている生徒もいると考えられるため、十分な準備運動を行うとともに、身体に過度な負担のかかる運動を避けるなど、生徒の怪我防止、また、熱中症予防には十分に留意しながら、段階的に開始する。
- 運動中は、マスクの着用は要しないので、特に、生徒が密集する活動や、生徒が近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動、向かい合って発声したりする活動については、当面の間、密集せずに距離を取って行うことができる活動に替えるなどの工夫をしながら、段階的に実施する。
- 部活動で使用する用具等については、生徒間で不必要に使い回しをしない。なお、活動終了後には、手洗いを必ず行う。
- 体育館や武道場、教室等の屋内で活動する場合は、十分な換気を行う。
- 体育館等で複数の部活動が同時に活動することで、多くの生徒が密集することが予想される場合は、時間帯を分けるなどの配慮をする。
- 教室等で活動する場合は、教室を分けたり、生徒間の距離を1 m以上離したりといった配慮をする。
- 校庭で行う部活動についても、生徒が密集することを避けるような練習方法を工夫する。

- 近距離での会話や声掛け等を避けるために、練習方法やミーティングの方法を工夫する。
- 部室等の利用については、短時間、少人数での使用とする。
- 新1年生の入部に関しては入部時期等、各学校ごとに計画する。

■その他の健康・安全指導

熱中症予防について

- マスクを着用している状態では、熱中症のリスクが高まる心配があるため、気候の状況や児童生徒の様子などから、熱中症が発生する可能性が高いと判断した場合はマスクを外させる。その際は、換気や児童生徒の間に十分な距離を保つ等の配慮をする。
 - マスクを着用している状態では体温の上昇等が普段よりも起こりやすいと考えられるため、エアコンの適切な使用について配慮する。
 - 自分の体調や気候状況に応じて、衣服の調整や水分補給などが適切にできるよう、必要に応じて児童生徒に声をかける。
-

災害への対応や交通安全について

- 分散登校の方法や登下校時間を、交通指導員等に確実に伝え、登下校時の交通安全についての見守りの体制をつくる。
- 年度当初に避難訓練等を行うことができていないため、学校再開後早い段階で、地震や火災が起きたときの行動等について、発達段階に応じて指導を行う。特に、避難の際は「密」を避けることよりも、命を守る避難行動の方が重要であることを理解させる。

いじめや偏見等の防止

□感染者、濃厚接触者、医療従事者等、また、その家族等に対する偏見や差別につながるような言動は、断じて許されないものであり、新型コロナウイルス感染症に関する適切な知識をもとに発達段階に応じた指導を行うことなどを通じ、このような偏見や差別が生じないようにする。

■通級指導教室や日本語指導について

□通級指導教室や日本語指導については、それぞれの指導の特性に応じて、必要な感染防止対策を行い、個別指導を中心に指導を開始する。指導開始日等の詳細については、各通級指導教室等から連絡する。

■家庭へのお願い

登校時

□毎朝検温し、体温、咳、風邪症状などを「健康観察カード等」に記入し、サイン又は捺印する。

□体温が高い（37 度以上又は平熱+0.5 度以上）、咳が出る、風邪症状等が一つでもある場合は、登校させない。

※平熱が低い場合や高い場合は学校に連絡・相談する。

- 家族の検温なども実施するなど、健康状態にも気をつけ、発熱や風邪の症状があるなど、体調が悪い家族がいる場合は、学校に相談の上、児童生徒の登校も控えさせる。
- ハンカチやタオル、給食用ナプキンなど洗濯したものを毎日必ず持たせる。
- 登校時からマスクを持参・着用させる。なお、布マスクを使用する場合には、必ず洗濯済のものを使用する。
- 換気のため窓を開けることが多くなることや熱中症のリスクを考え、気温等によって調節できる服装を考える。

生活の中で

- 帰宅後したあとは必ずすぐに石けんによる手洗いをするなど、家庭でも手洗い、咳エチケットなど「新しい生活様式」を実践する。
- 適度な運動、適切な睡眠時間、バランスのよい食事で抵抗力を高める。
- 当面の間は、外出の際、換気の悪い密閉空間、多くの人が密集する場所、近距離での会話や発声がある場所をできる限り避ける。

その他

- 感染が心配なため、登校をひかえる場合は必ず学校に相談する。
※感染が心配で登校をひかえる場合は当面の間、欠席扱いにしない。

- 消毒液などに対するアレルギーがあったり、基礎疾患があったりする場合は、主治医等に相談した上で、対応について学校と確認する。

■教職員の感染防止

- 教職員についても、毎朝出勤前に検温を行い、発熱や風邪症状がある場合は出勤しない。
- 日常生活において、マスクの着用や手洗い、うがいなどの感染予防をこまめに行うなどの感染防止の取組を今後も継続して行う。特に、当面の間は、勤務終了後や休日の外出について、3密となるような場所への出入りや感染拡大地域への不要不急の外出は避ける。
- 校長は、体調不良の職員（本人や家族）や感染者との濃厚接触者などが確認された場合には、必要に応じて関係諸機関と相談し、自宅待機や医療機関の受診等を速やかに指示し早急な対応を行う。
- 今後、再度感染が拡大する地域があった場合、その地域に通勤していたり、その地域から帰省等していたりする家族がいる場合には、その家族の体調等にも留意し、心配がある場合には校長に報告し、指示を仰ぐ。

■児童生徒や教職員が感染した場合や感染が疑われる場合の対応

- 児童生徒に発熱等の風邪の症状が見られるときは、自宅で休養するよう指導する。その場合、出席停止として扱う。

- PCR検査を受けることになった場合や、濃厚接触者となった場合は、速やかに学校（休日は市役所）に連絡する。学校は市教委に報告する。
- 陽性が確認された場合は、原則その学校は閉鎖とし、市や県の衛生部局と連携し、専門的立場からの指導・助言を受けながら、状況に応じた判断（当該学校のみでの閉鎖とするか、近隣校又は市全体の臨時休業を行うか、またその期間など）や対応（教室や当該児童生徒が活動した範囲の物品等の消毒など）を行う。
- 感染した児童生徒は、「治癒するまで」出席停止とする。
- 児童生徒が濃厚接触者となった場合の出席停止期間の基準は、感染者と最後に濃厚接触した日から起算して2週間とする。また、その児童生徒の所属する学級及び部活動について、学級閉鎖及び活動停止とするなどの対応を検討する。
- 感染者や濃厚接触者となった児童生徒やその家族についての情報の取扱いについては細心の注意を払い、偏見やいじめなどが起きないようにする。
- 教職員が感染した場合も、校内の全教職員が濃厚接触者となる可能性があるため、原則その学校は閉鎖とする。
- 教職員が濃厚接触者となった場合には、感染者と最後に濃厚接触した日から起算して2週間出勤を認めない。

【主な参考資料】

○文部科学省 5月22日

「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～」

○群馬県 5月28日

「学校再開に向けたガイドライン」〔改訂版〕

○群馬県 5月15日

「社会経済活動再開に向けたガイドライン」

○文部科学省 5月21日改訂

「新型コロナウイルス感染症に対応した小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の実施等に関するQ&A」

○文部科学省 5月1日

「新型コロナウイルス感染症対策としての学校の臨時休業に係る学校運営上の工夫について（通知）」

○スポーツ庁 5月22日

「今年度における学校の水泳授業の取扱いについて」

○スポーツ庁 5月21日

「学校の体育の授業におけるマスク着用の必要性について」